

就職氷河期世代活躍支援事業に係る SNS を活用したオンライン就労支援サービス「キャリアジム京都」の保守運用について

## 1 業務名

就職氷河期世代活躍支援事業に係る SNS を活用したオンライン就労支援サービス「キャリアジム京都」の保守運用業務

## 2 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 3 概要

就職氷河期世代活躍支援事業に係る SNS を活用したオンライン就労支援サービス「キャリアジム京都」の保守運用、システム障害対応及び利用者のニーズ等に応じた改修等を行う。

## 4 業務の内容

### (1) 基本的事項

アクセシビリティに配慮し、閲覧者のニーズに対してより迅速・的確に応えることのできる「使いやすく」「わかりやすい」デザイン及びサービス内容になるよう、必要に応じ改修を実施しつつ運用を行うこととする。

### (2) 京都市就職氷河期世代活躍支援事業ランディングページの保守・運用

利用者にとって、よりわかりやすく、一層のサービス利用につながるよう、随時内容を見直しながらランディングページを運用すること。

### (3) 「キャリアジム京都」の保守・運用

#### ア AIチャットボットによる無人相談対応

就職氷河期世代の方等の利用者向けにAIチャットボットによる24時間365日の相談対応を実施すること。

#### イ 適職診断・心理チェックツールの提供

LINE上で24時間365日無料利用できるストレスチェックや価値観チェック、パーソナリティ診断など、適性・適職診断ツールを提供すること。

#### ウ キャリアカウンセラーによる相談予約及び相談対応

就職氷河期世代の方等を対象として、早朝や夜間にも対応できるようオンライン（チャット、動画通話、電話）も活用しながら、午前6時～翌午前1時の間で事前予約を受付けのうえ、無料カウンセリング相談を実施すること。なお、相談対応実績については、集計のうえ、毎月報告すること。

#### エ 無料職業紹介

就職氷河期世代の方等の利用者の同意を得たうえで、利用者の適職診断・心理チェックツールの結果や府内中小企業の求職者情報等を活用し、AIが推薦する事業者をSNS上で毎日紹介す

るなど、A I マッチングツールを提供すること。また、就職又は転職の方向性や受けたい企業が固まった段階で、必要に応じて、コーディネータが利用者の企業訪問等に随行するなど、マッチングの成立に向けた支援を行うこと。

オ A I アセスメントの提供

A I マッチングによる分析結果の内容をキャリアカウンセラーから利用者にわかりやすく説明し、利用者の就職活動をサポートするA I アセスメントを提供すること。

カ 関連情報の発信

就職氷河期世代の方等の利用者の就職意欲等を高めるため、就職者の生の声や国の支援制度の紹介、再就職や転職の秘訣、採用側の本音等をコラム等として、定期的かつ効果的に情報配信すること。

キ その他

その他、利用者のニーズ等に応じ、L I N E 上のコンテンツの制作や改修を必要に応じて行うこと。

## 5 システム要件及びセキュリティ対策

### (1) サーバについて

ア サーバは、日本国内等のデータセンター等に設置し、受託者もしくは、受託者が連携する事業者が管理すること。

イ サーバ容量は、運用上十分なサイズを準備すること。

ウ システムに利用するOS等は、安全性やセキュリティを考慮すること。

エ サーバ設置場所等の情報を開示すること。

オ サーバ設置場所の空調設備は、24時間稼働とすること。

カ データのバックアップを毎日行うこと。

### (2) セキュリティ対策

ア 設置される機器は、すべてファイアウォールを経由し、セキュリティに関する万全の対策が講じられること。

イ サーバ設置場所は、施錠管理及び入退室管理を行うこと。

ウ サーバに障害が発生した際に、バックアップから早期に復旧可能なこと。

エ ネットワークについては、十分な領域を確保すること。

オ サーバ機器、ネットワーク機器の定期保守を行うこと。

カ サーバには、ウイルス対策を施し、常にウイルス対策を最新に保つこと。

キ 外部からの不正アクセスを検知した場合、遮断する等の対応ができること。

ク 情報の改ざん防止を適切に行うこと。

ケ 個人情報(アカウント情報を含む)を取り扱うコンテンツは、SSLによる暗号化通信を行うこと。

コ 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。

サ 業務遂行のために市が提供した資料、データ等は業務以外の目的に使用しないこと。

シ 業務遂行において個人情報等を取り扱う場合については、個人の権利を侵害することのないよ

う必要な措置を講じること。

## 6 留意事項

### (1) 本業務の仕様について

本業務の仕様について、専門的な立場から、他市の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の目的達成に向けて効果的な仕様がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

### (2) 令和5年度業務受託事業者と異なる事業者が令和6年度受託事業者となった場合の保守・管理について

令和6年度以降の保守・管理業務委託に関しては、令和5年度の就職氷河期世代活躍支援事業に係る業務受託事業者と別途契約締結に向けた協議を行うこと。

なお、この場合は再委託に当たるため、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ本市に申請し、その承諾を得なければならない。また、再委託の相手方にこの仕様書の内容を遵守させるとともに、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について受託事業者が責任を負うものとする。

### (3) その他

ア 京都市ホームページ作成ガイドラインを遵守すること。

イ 本業務の成果に係る一切の著作権は、本市に譲渡され帰属するものとする。また、本業務の成果について著作者人格権を行使しないことに同意するものとする。なお、本市は、本市施策の目的のために本業務の成果を二次利用することがある。

ウ 本業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、本市に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。

エ 本仕様にて定めのない事項については、本市と受託業者において協議のうえ、決定する。